

農地法第3条に関する審査要領

舞鶴市農業委員会

1 目的

農地をめぐる新しい事態に対処し、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の目的である「農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進」をするため、法第3条第2項及び農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号農林水産省経営局長通知及び平成21年12月11日付け21農振第1599号付け農林水産省農村振興局長通知（以下「要領」という。））に基づき審査要領を定める。

2 審査基準

法第3条第2項に基づく審査にあたっては、要領のほか、次の事項を満たすこと。

- (1) 「農地を取得しようとする者及びその者の世帯員等が耕作等に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作等の事業に供すべき農地等すべてを効率的に利用して耕作等を行うことの内容、条件」の確認は次のとおりとする。

ア 申請人の関係する農地の属地筆別耕作証明（別紙様式）により耕作状況の確認を行なう。

イ 営農計画書により確認を行う。

ウ 3年以上自ら耕作することの誓約書により確認を行う。ただし、家屋とともに農地を取得した新規参入者は効率的に利用するための貸付や作業委託等を認める。

エ 農地等には、次の農地は含まない。

（ア） 山間谷地田等、生産力、立地条件、周辺農地の状況からみて耕作が困難な場合

（イ） 健康上の理由等により、やむを得ず一時的に耕作ができない場合

- (2) 集落外で農地を取得する場合は、次の要件を満たすこと。

○ 取得する農地のある集落の農事組合長の同意がとれること。

- (3) 新規参入者が農地を取得しようとする場合は、上記2(1)～(2)を満たすほか、次の事項が確認できること。

○ 農機具及び必要な施設設備を備えていることが分かるもの（納税証明、車検証、借用証明、農機具等の販売証明等）

3 審議方法の改善

- (1) 案件の審議にあたっては、地域担当委員において、現地調査を行う。

- (2) 他市町村からの入作者の農地取得申請については、次のとおり取り扱う。

ア 申請書は、本人が持参提出することを原則とする。

イ その他必要と認める場合には、総会等に申請人の出席を求めることができる。

- (3) 地域担当委員及び事務局は、家屋とともに農地を取得する新規参入者については、地域の農地と同等の利用が図られるよう、申請を受理する前に、就農意

欲・能力・就農条件等を総合的に判断するため本人との面談及び農事組合等と協議し、その協議結果を総会に提出する。

4 事後指導の徹底と対策

- (1) 毎年、許可済農地については、その利用状況について現地調査を行う。
- (2) 上記調査等を通じ不適当な利用状況が判明した場合には、農地所有者に対して次の方針で望む。悪質なものについては農業委員会に呼び出すものとする。

ア 誓約した耕作期間内（１年目）において耕作されていない場合は、担当地区委員から声掛けを行う。従わない者には事務局から口頭指導を行う。

イ 誓約した耕作期間内（２年目）において耕作されていない場合は、事務局からの口頭指導を行う。従わない者には事務局から文書指導を行う。

ウ 誓約した耕作期間内（３年目）において耕作されていない場合は、事務局からの文書指導を行う。従わない者には改善するまで次回以降の農地取得は認めない。

- (3) 農業委員会の勧告・指導に従わない者については、法及び要領に基づき必要な措置を講じる。

5 実施時期

この要領は、昭和６２年４月１日から実施する。

この要領は、平成５年７月１日から実施する。

この要領は、平成１７年２月１日から実施する。

この要領は、平成２２年７月６日から実施する。

この要領は、平成２３年７月２９日から実施する。

この要領は、平成２６年１０月１４日から実施する。

この要領は、令和７年４月１日から実施する。